

「白山市安全で安心なまちづくり推進条例」(案)のパブリックコメント に対するご意見とその取り扱いについて

募集期間：平成24年1月27日(金)～2月9日(木)

結 果：1名の方から5件のご意見、ご要望

パブリックコメントに寄せられた「白山市安全で安心なまちづくり推進条例」(案)へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

記

	ご意見、ご要望	市の考え方
1	<p>この条例の目的、基本理念には賛同しますが以下の質問と意見を提出いたしますので、市の考えをお答え願います。</p> <p>石川県に「防犯まちづくり条例」が制定されているが、その県条例との違いは何か。 また、県条例があるが、「白山市防犯推進に関する条例」を廃止して新たに市でこの条例を制定する意図は何か。</p>	<p>石川県防犯まちづくり条例との違いについては、防犯対策の推進だけではなく交通安全、災害等市民生活に悪影響を及ぼす分野も含め、総合的に安全で安心なまちづくりを推進するために制定した条例となっています。</p> <p>白山市防犯推進に関する条例はこの新設される白山市安全で安心なまちづくり推進条例に包含されるため廃止します。</p>

	ご意見、ご要望	市の考え方
2	<p>県内の他の市町で同様の条例は存在しますか。</p> <p>また、県外の市町で同様の条例があるようですが、その先進地での条例化後どのような効果がありましたか。</p>	<p>県内にも金沢市の外、他市町においても同様の条例はあります。</p> <p>また、県外の自治体において、基本理念、目的を定め、これに沿った施策に取り組んでおり、住民の防犯意識・交通安全思想の高揚・普及がされてきているようです。</p>
3	<p>この条例に著しく違反が認められたもの（市民・事業者）がいた場合の罰則規定はあるのでしょうか。</p>	<p>市民、事業者及び市が、協力連携し、関係団体と一体となって安全で安心して暮らせる地域社会を築くことを目的とする条例であり、罰則規定はありません。</p>
4	<p>第2条（定義）市民として、「市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者」とあるが、条例化された場合、しっかりと周知することが大切かと思いますが、市外に居住し、市内で勤労若しくは在学する者この人々に対してこの条例をどのように周知されるのでしょうか。</p>	<p>この条例の周知、啓発については、条例制定後、市の広報・ホームページ等で周知していきたいと考えています。</p>

	ご意見、ご要望	市の考え方
5	<p>第5条（市民の責務）2で「自らの安全は自らで確保するよう努めなければならない。」とあるが、自己責任という意味も含まれているのか、また努力義務なのか。</p> <p>例えば、災害や事故で自分で安全を確保できないような事象が発生した場合や犯罪に巻き込まれた時、市民の責任として、どの程度どの様に対応すればいいのでしょうか。</p> <p>自らの安全は自らで確保する意味がどの程度のものなのかによるが、この条例の目的や基本理念では、お互いに協力し、支え合い安全で安心な地域社会の実現を目指すものと思うが、自分で自分の安全を確保するのは、健常者であれば、当然のように思いますが、要援護者（障害者や高齢者で、援護が必要な方）は自らの安全が確保できない場合もあると思います。</p> <p>第9条（要援護者に配慮した施策の実施）とあるのですが、第5条（市民の責務）2「自らの安全は自らで確保するよう努めなければならない。」をもう少し、ソフトな表現にできないでしょうか。</p> <p>富山市の同様な条例には、この様な表現は入っていませんので、白山市としてご検討ください。</p>	<p>安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、市民ひとり一人が「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という基本認識に立ち、市はもとより市民、事業者がお互いに協力し、関係機関と一体になって取り組んでいくことが必要だと考えています。</p> <p>そのためには、市民、事業者、市、関係機関がそれぞれの立場で、それぞれの役割を果たしていくことが必要と考えます。</p> <p>また、第5条（市民の責務）において、「市民ひとり一人が自らの安全は自らで確保するよう努めなければならない。」としています。しかし、自らの安全を確保できない障害者、高齢者等といった援護を必要とする方々に対しては、第9条（要援護者に配慮した施策の実施）において、「市が、援護を必要とする方々に配慮した施策を行うよう努めなければならない。」とし、市において要援護者の方々への施策をするよう努めることとしております。</p> <p>市民の皆様におかれましても、自助に加え、援護を必要とする方々に対する安全確保にご協力いただくとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めていただくようお願いいたします。</p>